## 日本海沿岸地帯振興促進議員連盟

立 昭和39年

本州の日本海沿岸 12 府県選出国会議員と趣旨に賛同する国会議員の超党派の会

衆議院議員 河村 建夫

## 日本海沿岸地帯振興連盟

立 昭和39年

**員** 青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥 取県、島根県、山口県の本州の日本海沿岸12府県の知事、府県議会議長、市町村 長代表、市町村議会議長代表、経済・産業団体代表

世話人代表 富山県知事 石井 隆一

## 国土強靭化と地方創生のための 「日本海国土軸」の形成と「環日本海交流」の 推進に関する大会決議



平成 29 年11月



日本海沿岸地带振興促進議員連盟日本海沙山地地 日本海沿岸地带振興連盟

## 国土強靱化と地方創生のための 「日本海国土軸」の形成と「環日本海交流」の推進 に関する大会決議

日本海沿岸地域は、無限の魅力を秘めた日本海に面し、豊かな自然や文化と優れた人材に恵まれるなど、極めて高い発展の可能性を有している。また、対岸諸国に向けた地理的優位性を有し、環日本海・アジア諸国との経済・文化等の交流が活発化し、環日本海交流圏の形成が進みつつある。

本連盟は、昭和 39 年以来半世紀以上にわたり、太平洋沿岸地域に偏った一極一軸型の国土構造の是正や、日本海沿岸地域と太平洋沿岸地域の格差解消のため、12 府県が連携して政府への働きかけなどに積極的に取り組んできた。しかしながら、一定の成果はあったものの、一極一軸型の国土構造は依然として是正されておらず、両地域間の格差の解消は大きな課題となっている。

こうした中、平成26年6月の「国土強靱化基本計画」や7月の「国土のグランドデザイン2050」、平成27年8月の「国土形成計画(全国計画)」が閣議決定され、日本海側と太平洋側の連携を強化しつつ、日本海・太平洋2面活用型国土を形成することの重要性が提唱された。

また、国においては、一億総活躍社会の実現を目指し、地方創生や地域経済の活性化に向けた本格的な取組が進められており、今年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」では、地方創生をめぐる厳しい現状や事態の進展を踏まえ、引き続き国と地方公共団体が一体となって地方創生の深化に取り組むこととされ、現在、地方を担う多様な人材を育成・確保し、東京一極集中の是正に資する地方大学の振興等についての抜本的な対策の検討などが進められている。

急激な人口減少・少子化、高齢化が進行する中、出生数を増やし、日本の国力を維持、強化し、地方を含め、経済を本格的な成長軌道に乗せるためには、あらゆる資源を総動員し、成長戦略を着実に推進するとともに、東京圏への過度の人口集中を防ぎ、地方への新しいひとの流れをつくり、地方と都市がそれぞれの特徴を活かしながら共に発展していくことが不可欠である。

こうしたことを踏まえ、国土強靱化、経済社会システムの構築、魅力あふれる地方の創生のため、太平洋側のリダンダンシーの確保、災害に強い多軸型の国土づくり、地域経済の発展、東京一極集中是正の観点から、日本海沿岸地域を戦略的に位置付け、道路・港湾・空港などの社会資本整備等による「日本海国土軸」の形成を実現するとともに、地方創生・人口減少対策を早期に推進することが極めて重要である。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催は、地方に光を当て、日本海沿岸地域も含めた日本全体の再発展につなげる大きな契機である。

ついては、こうした日本海沿岸地域の実情を踏まえ、国において次の事項を実施することを提言する。

訂

- 1 大規模災害等に備えた強靱な国づくりと地方創生のための「日本海国土軸」の形成に向けた社会資本の整備促進と、 防災・減災のための災害に強い国土づくりの推進
- (1)日本海沿岸地域相互間及び日本海側と太平洋側を結ぶ高速交通体系の整備促進
  - ①高規格幹線道路や地域高規格道路のミッシングリンクの解消と暫定2車線区間の4車線化、新幹線の整備計画路線や幹線鉄道など高速交通体系の整備促進、新幹線の基本計画路線の早期実現に向けた整備計画路線への格上げ
  - ②高規格幹線道路や地域高規格道路の整備のため、道路予算の総額を確保するとともに平成29年度までとされている「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」や「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」に定める国の負担又は補助割合のかさ上げ措置の平成30年度以降の継続と必要な道路整備の推進が図れるよう更なる拡充等の措置
- (2)太平洋側港湾の代替にもなる日本海側拠点港等の整備と、クルーズの推進や国内・国際複合一貫輸送網の構築等港湾機能の一層の充実
- (3)災害時の防災拠点にもなる地方空港の整備や、国内・国際航空ネットワークの充実等空港の機能強化
- (4)「観光先進国」の実現に向けた訪日観光客の円滑な受入れ等に資する日本海沿岸地域の空港及び港湾におけるC IQ体制の更なる強化
- (5) 地震・津波対策の強化、道路の防災対策、治山・土砂災害対策、治水・浸水対策、高波・高潮対策、克雪対策、 橋梁・河川管理施設・港湾・空港・農業水利施設・上下水道施設等の長寿命化・老朽化対策など、災害に強い強靱 な国土づくりの推進や緊急防災・減災事業債の拡充、国土強靱化と防災・減災を加速するための十分な財源の確保
- (6) 日本海沖におけるメタンハイドレート等の海洋エネルギー資源開発の推進
- (7) ガスパイプライン網や広域的なエネルギー供給拠点となる日本海側基地の整備、エネルギー備蓄の拡充、再生可能エネルギー導入拡大に向けた送電網の整備などエネルギー基盤整備の推進
- (8) 地熱資源開発に対する支援等の必要な予算の確保及び環境アセスメント手続に要する期間の短縮
- 2 日本海沿岸地域の安全と安心の確保
  - (1)漂流・漂着物を中心とした海洋ごみ対策や海洋生物多様性の保全など日本海の海洋環境保全の推進や、黄砂、PM2.5 等への対策、G7環境大臣会合での採択・伊勢志摩首脳宣言にも盛り込まれた「富山物質循環フレームワーク」に 対応した取組など環日本海地域の環境保全の推進
  - (2) 放置座礁船や船舶等からの危険物流出対策、沈下コンテナへの対応、領海侵犯対策など海洋上の安全対策の推進
  - (3) 排他的経済水域内における我が国の漁業者の操業機会と安全の確保及び資源保護のための外国漁船によるスルメイカ漁等の違法操業の取締りの強化

- (4) 北朝鮮による弾道ミサイル発射や核実験等に関し、国際社会と連携した即時中止への働きかけや、環日本海交流の基礎となる日本海における漁船、商船への全国瞬時警報システム(Jアラート)と同様の情報伝達に係る連絡体制の構築等による万全なる安全確保
- (5) 原子力発電所の安全確保対策等の充実と立地はもとより周辺の地方自治体の意見が十分に反映される対応、原子力防災対策の見直しと拡充強化、原子力防災対策に必要な人件費等の国交付金対象外経費を国や電力会社が負担する仕組みの構築
- (6) 再生可能エネルギーの更なる導入促進などエネルギー対策の推進と海洋エネルギーの推進
- (7)食の安全・安心の確保
- (8) 豪雪時に公共交通車両の円滑な移動等に対応するための施設・設備の整備及び緊急物品の備蓄等への支援並びに国・県が連携した除雪体制の構築や情報共有の推進など、ソフト対策を含めた総合的な雪対策の推進
- (9) 多発する災害の復旧・復興事業の推進
- 3 環日本海交流圏の形成促進
  - (1) 幅広い分野での国際交流・協力事業への支援の充実
  - (2) 日本海の総合的な開発利用や研究の推進
- 4 産業振興等による活力ある地域づくりの推進
  - (1) 地方主導の産学官連携による産業クラスター形成に対する包括的な支援制度の創設など、地方の産業競争力強 化戦略の実現に向けた支援
  - (2) 攻めの農林水産業の実現に向けた実効性ある施策の推進と支援の充実
  - (3) 緑の国土軸に資する森林の多面的機能の持続的な発揮や林業・木材産業の振興
  - (4) 漁業生産の確保や水産業の振興
  - (5) 日本海側への戦略的な企業立地の推進に向けた支援や中小企業・小規模企業対策、中山間地域振興対策の推進
  - (6)「地方拠点強化税制」の継続及び更なる拡充を含む企業の本社機能等の地方移転の流れの一層の促進への支援
  - (7) 情報通信機能の高度化の推進
  - (8) 高等教育機関や研究・文化施設等の整備などへの支援
- 5 地方創生・人口減少対策の推進
  - (1)個々の自治体の努力だけでは解決できない東京一極集中や地域間格差等の構造的な問題に対する、国における 国土構造の変革のための思い切った政策の展開
    - (1)日本海国土軸の形成など多軸型の国土構造の構築
    - ②「政府関係機関移転基本方針(平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定)」及び「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について(平成28年9月1日同)」に基づく速やかな移転の実現と、地方の発展や国全体の危機管理・リスク分散に資する国家戦略として、一過性のものとしない大胆かつ戦略的な政府関係機関等の地方移転の推進及びICTを活用したテレビ会議やテレワーク等による中央省庁や独立行政法人等の移転に係る実証実験(社会実験)の実施
  - (2)「地方創生に資する大学改革に向けた中間報告」において「取組の方向性」として示された、地方大学の振興、 東京23区内の大学の定員増の抑制、東京における大学の地方移転の促進、地方における雇用創出及び若者の就 職の促進に向け、法的枠組みを含めた抜本的な対策
  - (3)地方創生、人口減少対策に資する税制として、「地方拠点強化税制」の継続・拡充など地方への人の流れをつくる制度の充実、子どもが多いほど有利になる制度や子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設、観光等による地域活性化に資する新たな地方税財源の確保など、これまでにない新たな仕組みの創設
  - (4) 少子化対策に逆行する、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の全面的な廃止
  - (5) 地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続と地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額の十分な確保
  - (6) 地方が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組を深化させる、地方創生推進交付金をはじめとする地方創生関連交付金の拡充・継続及び地方の意見を十分に踏まえた運用の弾力化
  - (7)「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」について、地方自治体がより多くの寄附を集められるようにする ため、地域再生計画認定前の事業着手、地域再生計画の認定手続の簡素化及び申請時における寄附企業の確保要 件の廃止など、より弾力的な運用を可能にする制度の改善および拡充
- 6 地方分権の実現に向けた地方税財政制度の確立

社会保障制度の維持・拡充、地域経済活性化・雇用対策、少子化対策、国土強靱化のための社会資本整備など地方の増大する役割に対応するため、すべての地方団体が自立できる真の意味での地方分権の実現に向けた地方税財政制度の確立

以上、決議する。

平成 29 年 11 月 7 日

日本海沿岸地帯振興促進議員連盟

日本海沿岸地带振興連

